

平成25年(ワ)第758号 不当契約条項使用差止請求事件

原 告 特定非営利活動法人消費者ネット広島

被 告 株式会社早稲田自動車学園

### 準備書面

平成26年9月3日

広島地方裁判所民事第1部1E係 御中

被告訴訟代理人弁護士 渡 邦 昭



第1. 原告の第3準備書面（平成26年7月22日付3頁(3)および(4)）に対して。

1. ウェブサイトの内容およびその更新については、法令に違反しない範囲で運営者の自主的裁量により行うべきものであり、また、指定自動車教習所である以上、全指連（社団法人全国指定自動車教習所協会連合会）の方針と指導には沿うべきものと考える。

2. 指定自動車教習所業における表示に関する公正競争規約（甲13、甲14。以下、規約、という。）については、問題なくクリアしている。規約第5条は必要表示事項を定めたものであり、その同条6号は途中解約に関するものであるが、すでに以前より規約第5条6号事項の表示は「入校資格・手続・料金」（乙25）の頁内にて行っている（乙15の1~4、乙16、乙19の1~4）。

また、規約第3条は事業者の責務を定めたもので、料金その他教習にかかわる事項の表示について包括的に定めたものであり、細部を指定したものではない。そして、規約第5条が「～しなければならない」としているのと異なり、規約第3条は「可能な限り～努める」という努力義務条項である。規約第5条は、6号で「途中解約の場合における料金の払戻しに関する事項」を「明瞭に

表示しなければならない。」と定めているだけであって、「途中解約の場合における料金の払戻しに関する事項」を「可能な限り詳細かつ正確」に定めなければならないとしているわけではない。原告は、料金等について包括的に努力すると定める規約第3条条文の一部である「可能な限り詳細かつ正確な」と、必要事項である「途中解約の場合における料金の払戻しに関する事項」の規約第5条条文を都合よくつなぎ合わせて、「可能な限り詳細かつ正確な途中解約の場合における料金の払戻しに関する事項」の表示があたかも必要事項であるかのように論ずるのは無理な論理であり、解釈であると考えられる。

ちなみに、広島市内の指定自動車教習所は九校あるが、すべて途中解約に関しては簡潔なる「事項表示」を行っており、「可能な限り詳細かつ正確な途中解約の場合における料金の払戻しに関する事項」に相当する表示を行っている学校は一校もない。原告が第2準備書面（平成26年1月28日付）で例示した藤井寺自動車教習所のような表示のあり方は、同教習所が自主的にやっている例外中の例外であることはすでに平成26年2月19日付準備書面（4頁）で述べたとおりである。

3. 規約第5条は具体的にどこにどのように事項を表示する必要があるかを定めた条項ではない。事項がウェブサイトのどこにも表示されていなければ第5条違反であるが、表示がされていれば第5条の要件は満たすものである。規約第3条も包括的な努力義務であり、途中解約の表示についてその細部を具体的に指定したものではない。

4. ウェブサイトは広告媒体であり、過剰なまでに詳細に表示すれば広告効果との両立が難しくなるので、規約第3条も強制ではなく、その意図するところを示しての努力義務条項となっていると解釈される。しかるに、被告のウェブサイトは業界の水準以上の表記を行っている。例えば、トップページには基本コースとなる「サービスコース」の価格について明瞭に表示を行っている（乙19の1）が、トップページにまで料金を表示することは業界では異例であり、広島市内九校中でも他校には見られない。

5. また、規約第3条に対応するものとして、「入校資格・手続・料金」（乙25）の頁を設け、その中で同じく「サービスコース料金の詳細な内訳」とともに、規約第5条6号表示に対応するものとして、「中途解約による料金清算の場合は、割引の適用をなくして料金の清算をいたします」（乙19の1、下段枠内7番目）を「あわせて表示」しているのであるが、かかる詳細な料金の内訳表示も業界では異例であり、同じく広島市内九校中でも他校には見られない。被告の詳細な料金内訳表示と第5条6号表示に対応する「清算」という表現を合わせれば、中途解約は返金する方針であること、そして、何がどう返金されるかも具体的に認識可能な程度まで表示しているといえる。サービスコース以外の派生コースの料金等については、基本であるサービスコースに準ずるものとして料金以外の表示は行っていないが、これは詳細表示と広告効果のバランスまで考えての被告の自主的裁量の範囲であり、規約第5条6号にも規約第3条にも抵触しないことは明らかである。

## 第2. 本訴請求に至った経緯についての疑義。

1. 原告は訴状において、「やむなく本件訴訟の提起に至った」と述べている。これに対し被告は答弁書で「争う」と応じている。しかしながら、原告の本訴請求に至ることの必要性は認められず、原告・被告間の協議で充分に解決可能のことであったからである。そして、また、原点に立ち戻って考えると、本訴請求提訴が消費者契約法にのっとって適切に行われたかについて重大な疑義がある。

2. 原告の2013年度事業報告書（乙23）には、請求に至った経緯（7頁）が書かれている。それによれば、「～申し入れの趣旨が理解されていないことに原因があると考え、詳細な説明を伺うための懇談を行いたいとの要請書を2012年5月14日付で送付し、その後、問題点を具体的に示せとの返答があり、改めて7月20日付で具体例を示し再度の面談の要請をしたが、その後、回答がないため、9月25日付で41条書面を送付。」とある。つまり、懇談・面談に応じる回答がないことが法41条書面送付の理由ということになる。し

かし、この2回の懇談・面談のやりとり及びそれが理由となって法41条書面送付に至ったことは、訴状における経過の概略の部分において時系列的には訴状請求原因第3項（3）才乃至（4）の部分に書かれていて当然なはずであるが、何故か書かれていない。そして、この法41条書面に対して、被告は平成24年10月1日付で「面談に応じる」（甲7、末尾）意思を明確に示した回答を行った（甲7）が、これについては、訴状はもちろんのこと、原告の2013年度事業報告書（乙23）にも記載されていない。この点は不可解である。この時点で、繰り返し原告側が求めた面談に被告側が応じる意思を示したのであるから、もはや面談するには何ら支障はない状況となつたはずである。なぜ、原告側は面談もせず、「このままでは差止訴訟をすることになるとの回答を12月25日に送付」（乙23、7頁上段。なお、乙13）し、その後、「連絡がない」として一方的に提訴したのか、理解し難い。後述のごとく、適格消費者団体としての原告の本訴請求の提訴が適切であったのか疑惑があるところであります、原告側に「面談を行わず提訴した理由および面談についての経緯一切を法41条送付理由として訴状に記載しなかった理由」についての釈明を求める。

3. 法23条において、「適格消費者団体は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、差止請求権を適切に行使しなければならない。」とあり、同条第2項には、「適格消費者団体は、差止請求権を濫用してはならない。」とある。「面談という手順を行わず提訴に踏み切った」のは、差止請求権という権限を内閣総理大臣から与えられている適格消費者団体としては不適切であり、差止請求権を濫用したのではないかという疑惑がある。面談が実現していれば、被告側の「教習生が安易に退校せず、なんとか卒業し、免許を取得してもらいたいがために、実態運用としての全額返金体制とは異なる解約条項を設けていた。」という真意までは、少なくとも原告側に伝わったはずであり、その後は両者の協議により充分解決可能であったと考えられる。面談による被告側の説明を求めていた原告が、なぜ面談に応じた被告の説明も聞かずに、一通の通知書（乙13）を送り提訴したのか。適切な手続きを踏んだ提訴とは考えられず、法23条に抵触する差止請求なのではないかという疑惑があるが、これについてはど

う考えるのか、釈明を求める。

4. 原告は、平成24年9月25日付で法41条書面（甲6の1）を送付している。しかし、平成24年9月25日付の法41条書面に書かれている請求の趣旨は、「～半分を返金する」旨の条項に対する差止請求であるが、被告側は同書面に対する平成24年10月1日付の回答書で「～ただしやむを得ない事由があると認められる場合には～全額を返金いたします」との文章を追加する改善を行った（甲7、甲8の1および2）。よって、その時点で法41条書面の請求趣旨に対応する条項は存在しなくなつたことになる。そして、本訴請求の提訴の段階の差止請求趣旨では、改善後の条項の差止を請求しているのであるが、これでは法41条書面で差止を請求した趣旨と違う趣旨で請求をしたことになる。よって、平成24年9月25日付の法41条書面に基づく本訴提訴における有効性には疑問があり、改善後の条項に対する新たなる法41条書面を送付せず提訴したのは手続違反なのではないかとの疑惑がある。訴状において原告は、改善については「一文をつけ加えるだけのものであった」として、平成24年9月25日付の法41条書面の請求趣旨が改善後も有効であるかのような一方的な解釈を行っているが、失当というべきである。「一文をつけ加える」とは「内容の変更」であり、それを差し止めるには新たなる法41条書面が提訴の前提として必要なのではないかと解される。平成24年9月25日付の法41条書面が有効であるとするならば、平成24年10月1日以前の「半分を返金する」というすでに存在しない条項に対しての差止を求めるしかないのではないかということである。被告が新たに付け加えた文章は、上記3で述べた「実態運用としての全額返金体制」にまで踏み込んだものであり、明らかなる「内容の変更」である。新たなる法41条書面を送付してのち、本提訴の途をさぐるのが正しい手続きであったと考えるが、これについての釈明を求める。
5. 法13条3項2号には適格消費者団体の認定において、「～その活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められること。」という要件に適合していることが求められており、消費者庁による「適格消費者団体の認定、

監督等に関するガイドライン」（乙 24）5 頁 2 (2) イ(イ)では、「適正に行っている」の解釈を「～合理的な根拠に基づき真摯な活動を行っている場合をいい、実績作りの辻褄合わせのために合理的な根拠もなく行われた活動は評価しない。」としている。そして、法 31 条 2 項では、「適格消費者団体は～毎事業年度、その差止請求関係業務その他の業務がこの法律の規定に従い適正に遂行されているかどうかについて～学識経験を有する者が行う調査を受けなければならない。」とされ、同条 3 項 8 号には調査報告書を事務所に備え置くこと、そして、同条 6 項にはそれを内閣総理大臣に提出することが求められている。

上記 2 ないし 4において述べたごとく、本提訴には合理的な根拠つまり法 13 条における適正性の観点からの疑義があり、原告の釈明を求めるることはもちろんであるが、適格消費者団体としての適正性がいったいどのように公的に担保されているのかを明らかにする必要がある。

よって、調査報告書の提出を求めるものであるが、前記した「面談」から法 41 条書面に関連する疑義は 2012 年度であり、本提訴に関する疑義は 2013 年度であるため、両事業年度分の調査報告書を資料として提出を求める。

以上